



**EY**

Building a better  
working world

2020年6月  
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

## 税務アップデート

2020年6月 vol.1

### 目次:

- ▶ 鉱業会社による天然資源開拓の課税に関する規定と手続
- ▶ 会計及び監査に関する法律違反に対する罰則
- ▶ 年功補償の支払延期
- ▶ 固定資産の処分に係る付加価値税(VAT)に関する通達

## 鉱業会社による天然資源開拓の課税に関する規定と手続

(2020 年 4 月 27 日付 経済財政省 (Ministry of Economy and Finance、以下「MEF」)  
告示 第 453 号)

本告示はカンボジアの鉱業会社による天然資源の開拓に係る事業所得税 (Tax on Income、以下「TOI」) の影響を次のように明らかにしています。

### 税率

カンボジアでの鉱物資源事業には改正租税法の第 142 条が適用されます。第 142 条では鉱業事業からの収益は 30% の税率で TOI が課税されると定められています。この TOI の税率に加え、当課税年度中に鉱業事業から発生した累積収入の累積費用に対する比率に応じて超過所得税が課税されます。以下の超過所得比率に対して累進税率が適用されます。

グレード	超過所得比率	税率
1	0 から 1.3	0%
2	1.3 超 1.6	10%
3	1.6 超 2.0	20%
4	2.0 超	30%

### 石油事業の控除対象費用

#### 一般経費

天然資源の開拓で発生した費用は、当課税年度に同じライセンスブロックで開拓された天然資源から生じた総収入からのみ控除され、他の収入源からは控除できません。

#### 支払利息

納税者は有利子負債と自己資本の比率を 3:1 とした場合、支払利息の控除を請求することができます。源泉徴収税は実際の支払利息の金額に対して適用されます。

#### 環境修復費用

納税者は規制当局により規定が承認された課税年度に当該事業に関連する環境修復費用の控除を請求することができます。

ただし、実際の環境修復費用が規定よりも多いまたは少ない場合、その差額は環境修復が完了した課税年度に控除または課税されます。

## 減価償却率と減価償却方法

調査・探査費は、開発計画に基づく商業生産が予想される年数または 5 年間のいずれか早い方の期間にわたって定額法で償却する必要があります。

開発費は、開発計画に基づく商業生産が予想される年数、または鉱業の場合は 7 年間で定額法で償却する必要があります。開発計画が 1 年未満の場合、開発費は調査・探査費に含まれ、上述のように償却されます。

開発計画に基づく商業生産の予想耐用年数が変更された場合、納税者は新しい予想耐用年数に基づいて、調査、探査および開発費用の残りの未償却額を調整する必要があります。調整は上記の閾値を超えてはならず、予想耐用年数は納税者が決定し、規制当局が承認する必要があります。

調査、探査および開発費用以外の有形および無形資産は、改正租税法の第 13 条および第 14 条の下で適用されるレートに従う必要があります。

## 利益の移転

法的契約に基づく天然資源の権利または資格の利益が販売、交換、または贈与によって部分的または完全に移転される場合、権利または資格を移転する納税者は移転から得られた収入を TOI の天然資源の営業収入と同じ方法で認識する必要があります。

天然資源の権利または資格の譲受人は、権利または資格の譲渡前に譲渡人が使用したアプローチに基づいて、鉱業事業の有形および無形資産ならびに調査、探査および開発費用の運用と減価償却を継続する必要があります。購入価額が会計上の簿価よりも高い場合、差額は営業権として記録され、事業生産の残りの見積耐用年数または 7 年のいずれか早い方に基づいて定額法で償却されます。ただし、購入価額が会計上の簿価よりも低い場合、差額は事業生産の耐用年数または 7 年間のいずれか早い方に基づいて、翌年以降の課税所得と見なされます。

## 繰越欠損金

税務上の欠損金は、翌年に同じライセンスブロックに適用される場合、翌年に繰り越すことができます。翌年に利用されなかった税務上の欠損金は、最大 5 年間繰り越すことができます。繰越欠損金は先入先出法で、同じライセンスブロックでのみ利用できます。

## 会計及び監査に関する法律違反に対する罰則

(2020年6月1日付 カンボジア王国政府 政令第79 SD. PK 号)

本政令は会計及び監査に関する法律の違反に適用されるメカニズムと罰則を定めています。この措置は会計及び監査に関する法律の実施の効果を高めることを目的としています。本政令の対象には次の事業体が含まれます。

- ▶ 商業省(Ministry of Commerce、以下「MOC」)および租税総局(General Department of Taxation、以下「GDT」)に中規模および大規模納税者として登録されている企業または法人
- ▶ 関係省庁および政府機関に登録されている非営利組織(Non-Profit Organizations、以下「NGO」)
- ▶ 国立会計委員会(National Accounting Committee、以下「NAC」)の会計監査資格を保有するカンプチア公認会計士・監査人協会のメンバーである会計士および監査人

会計及び監査に関する法律の違反が適用される罰則と要件は以下の表のとおりです。

対象	罰則(会計及び監査に関する法律で定義されている不正行為によって異なる)
大規模納税者	2,000,000 リエル(約 500 米ドル) ~ 10,000,000 リエル(約 2,500 米ドル)
中規模納税者	1,500,000 リエル(約 375 米ドル) ~ 8,000,000 リエル(約 2,000 米ドル)
NGO	800,000 リエル(約 200 米ドル) ~ 8,000,000 リエル(約 2,000 米ドル)

会計及び監査に関する法律に基づく不正行為は次のとおりです。

- ▶ 事前承認のない会計及び監査に関する法律の会計年度(暦年)と異なる会計年度の使用
- ▶ 会計帳簿および財務諸表においてクメール語の不使用
- ▶ 会計帳簿および財務諸表において事前承認のないクメールリエル以外の通貨の使用
- ▶ 規定された期限までに財務諸表を NAC に不提出または遅延
- ▶ 会計帳簿の不保持
- ▶ 法定の会計基準に基づいていない財務諸表の作成
- ▶ 独立監査人による財務諸表監査の不実施
- ▶ 法定の会計基準に従っていない財務諸表に基づく税務申告
- ▶ 会計及び監査に関する法律で定義されている会計書類の不保持

上記の他、本政令では個々の会計士および監査人ならびに会計監査ファームに課される可能性のある各種の罰則も示されています。

度重なる違反に対しては納税者、NGO、会計士、監査人は、より厳しい罰則が科せられます。NAC によって科された罰則に不服のある個人または法人は罰則の通知を受け取ってから 15 営業日以内に NAC に対して異議を申し立てることができます。異議申し立て後の NAC の決定に不服がある場合、個人および法人は 30 営業日以内に MEF に異議を申し立てることができます。

### 年功補償の支払延期

(2020 年 6 月 2 日付 労働職業訓練省 (Ministry of Labor and Vocational Training、以下「MLVT」) 告示 第 018/20 号)

本告示は MLVT によって発行され、2020 年 6 月と 12 月に支払われる年功補償の支払いが 2021 年まで延期されることを無期雇用契約の雇用主と従業員に通知しています。この延期は 2020 年の縫製・製靴業における 2019 年以前の年功補償の支払いにも適用されます。

雇用主は重大な違法行為による雇用契約の終了や従業員による辞職があった場合を除き、雇用契約の終了時に 2019 年以前および 2020 年の年功補償を支払う必要があります。

### 固定資産の処分に係る付加価値税(VAT)に関する通達

(2020 年 5 月 5 日 GDT 通達 第 11581 号)

GDT は固定資産の処分に係る付加価値税 (Value Added Tax、以下「VAT」) に関する納税者にガイダンスを提供する GDT 通達第 11581 号を発行しました。

- ▶ 改正租税法の第 65 条と第 67 条に従って、固定資産の購入に係る仕入 VAT が仕入 VAT 控除として請求される場合、固定資産の処分は市場価格が課税供給とみなされます。
- ▶ 固定資産が以下の基準のいずれかを満たす場合、固定資産の処分は非課税供給とみなされます。
  - ▶ 固定資産の購入に係る仕入 VAT が控除されず、固定資産の取得価額に含まれる場合
  - ▶ 固定資産の購入が VAT の対象ではない場合
  - ▶ 固定資産の購入が VAT 国家負担により政府が負担する場合
  - ▶ 固定資産の購入に 0% の VAT が課せられる場合
  - ▶ 固定資産が全て減価償却された(減価償却累計額が取得価額に等しい)場合

固定資産の処分に VAT が課税されるかどうかに係なく、固定資産の処分によるキャピタルゲイン(市場価格での販売価格と簿価との差額)は、年間の課税所得として見なされます。

## Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young (Cambodia) Ltd. for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

**Robert King** Partner  
robert.m.king@vn.ey.com

**Brendan Jame Lalor** Director  
brendan.james.lalor@kh.ey.com

**Reangsey Darith Touch** Director  
reangsey.touch@kh.ey.com

**Tepwinuth Chhim** Senior Manager  
tepwinuth.chhim@kh.ey.com

**小野瀬 貴久** Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

**清水 裕介** Manager  
yusuke.shimizu@kh.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory  
**About EY**

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2020 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16100601  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/kh](http://ey.com/kh)